

# 社会保険ひろしま

第911号

- 【ご案内】 納入告知書の送付スケジュールおよびオンライン事業所年金情報サービスの利用について
- 【ご案内】 令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大に向けてお早めに準備をお願いします
- 【ご案内】 キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」
- 年金だより
- 今から使おう！マイナ保険証！
- 出張相談窓口の閉鎖について
- 上手な医療のかかり方
- 資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和6年5月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		60,947	60,000
船舶所有者数		247	329
被保険者数	男性	511,866人	381,846人
	女性	345,813人	265,737人
	船員	2,984人	3,285人

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内

### 納入告知書の送付スケジュールおよびオンライン事業所年金情報サービスの利用について

社会保険の保険料額については、毎月20日頃、「納入告知書」（口座振替で納付している事業所には「保険料納入告知額・領収済額通知書」）を送付し、お知らせしています。納入告知書の送付スケジュールについては、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」にアクセスし、確認してください。

なお、「納入告知書」等は、郵便事情により到着に時間がかかることがあり、納付期限までの日数が短くなる場合があります。口座振替で納付している事業所は、オンライン事業所年金情報サービスにより、すみやかに納入告知額を確認できる「保険料納入告知額・領収済額通知書」の電子送付サービスをご利用いただけますので、是非ご利用ください。

## ご案内

### 令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大に向けてお早めに準備をお願いします

令和6年10月から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、被保険者数が常時101人以上の事業所から常時51人以上の事業所に拡大されます。「特定適用事業所」に勤務する短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となることから、新たに特定適用事業所に該当する事業所は、届書の準備、社内周知・従業員への説明等早めの準備をお願いします。

#### <加入対象（短時間労働者）の要件>

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上 | <input type="checkbox"/> 2カ月を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上 | <input type="checkbox"/> 学生ではない           |

#### ○ 被保険者数が常時51人以上の事業所とは

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が、1年のうち6カ月以上51人以上となることが見込まれる事業所のことです。

※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

#### ○ 適用拡大に向けた準備に以下をご活用ください

#### 専門家活用支援事業

事業主・従業員の皆さまへのご説明（適用拡大に向けた準備の検討、従業員への説明サポート、手続きに関するアドバイス等）のために、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を無料で派遣します。

#### <お申し込み方法>

- まずは管轄の年金事務所にお電話ください。
- 後日「専門家派遣依頼届」を管轄の年金事務所にご提出ください。

詳細は裏面下部のURL又は二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

#### 適用拡大特設サイト（厚生労働省ホームページ）



適用拡大特設サイトには、適用拡大に向け、様々な場面で活用できるパンフレットや動画等を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



令和5年10月から年収の壁対策として、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。  
 ○ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額※
① 賃金の15%以上を追加支給すること	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給するとともに、3年目以降、以下の③の取組が行われること	2年目 20万円
③ 賃金を18%以上増額させていること（労働時間の延長との組み合わせも可能）	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額※
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※助成額は中小企業の場合です。大企業の場合は3/4の額になります。

詳細は都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。また、キャリアアップ助成金の特設ページもご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken\\_tekiyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html)



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

2024年

7月

協会けんぽ

# 広島支部からのお知らせ

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします



協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 いろは



協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 かえで

## 今から使おう!マイナ保険証\*

**!** 現行の健康保険証は令和6年12月2日から新規発行が廃止されます  
※健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると様々なメリットがあります。



### どんなメリットがあるの?

#### 顔認証<sup>※</sup>で 受付が自動化!

顔認証付きカードリーダーで本人確認と保険資格の確認が一度に行えます。  
※本人確認は数字4桁の暗証番号の入力でも可。  
**高齢受給者証の持参も不要**です。

#### 適切な医療を 受けられる!

医療情報の共有化で過去に処方された薬や特定健診等の情報を医師や薬剤師と共有できます。  
※本人の同意なく共有されることはありません。

#### 限度額を超える 支払が不要に!

医療費が高額になる場合に申請する「**限度額適用認定証**」が不要です。  
(被保険者の市区町村住民税が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が別途必要です。)

限度額適用認定証  
についてはこちら



就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要!

※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録は必要



旅行先や災害時でも、薬の情報等を連携できます。

#### もっと簡単! 便利に!

- 特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧可能
- マイナポータルからSe-Taxに連携し、確定申告が簡単に

マイナ保険証をご利用いただくには、資格情報とマイナンバーを紐づける必要があります。資格取得届や被扶養者異動届の手続きを行う際は、正確にマイナンバーを記載し、当該事実があった日から5日以内に日本年金機構へ届け出ていただきますようお願いいたします。(健康保険法施行規則上、5日以内の届け出が義務付けられています。)

### 詳しくはこちらから



健康保険証とマイナンバーカードの一体化(マイナ保険証)に関する説明動画(YouTube)

「使ってみよう!マイナ保険証」



マイナ保険証特設ページ

(協会けんぽホームページ)



ぜひご覧ください!



## 出張相談窓口の閉鎖について



令和6年9月30日(月)をもちまして、福山年金事務所内に設置している出張相談窓口を閉鎖します。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしく申し上げます。  
なお、年金事務所の窓口(年金相談等)は変更ございません。  
お問い合わせ・ご相談はお気軽に広島支部までお電話ください。



# 上手な医療のかかり方

同じ治療を受ける場合でも、受診の仕方によって医療費に差が出る場合があることをご存じですか？カラダにもお財布にも優しい上手な医療のかかり方をご紹介します。

## かかりつけ医をもちましょう

紹介状なしで、大学病院等の大病院を受診すると、診察料に加え、**7,000円以上の「特別料金」**(全額自己負担)が発生します。

まずは、身近な「かかりつけ医」を受診しましょう。

### かかりつけ医でできること

- 健康状態を継続的に把握してくれる
- 症状に応じた専門機関への紹介
- 不安なときに気軽に相談できる



## かかりつけ薬局をもちましょう

かかりつけ薬局では、処方薬や市販薬の飲み合わせの管理をしてくれます。



### かかりつけ薬局でできること

- 服薬歴、副作用などの継続的な把握
- 飲み合わせや重複服薬の有無、薬の量などの確認
- 薬のことだけでなく、健康面に関することの相談

## 時間外受診を控えましょう

医療機関を受診すると診察料がかかります。さらに、夜間や休日など診療時間外に受診すると料金が割増しとなります。急病でやむを得ない場合以外は診療時間内に受診しましょう。

診療時間内\*の割増加算(3割負担の場合)

時間帯	平日・昼間	夜間・早朝等 概ね6時～8時、 18時(土曜は正午)～22時
初診料 870円	加算なし	+150円
再診料 230円	加算なし	+150円

診療時間外\*の割増加算(3割負担の場合)

時間帯	時間外 概ね6時～8時、 18時(土曜は正午)～22時	休日 日曜日、祝日、 12/29～1/3	深夜 22時～6時
初診料 870円	+260円	+750円	+1,440円
再診料 230円	+200円	+570円	+1,260円

\*夜間・早朝、休日、深夜を診療時間を含む診療所(医院・クリニック)を受診した場合

休日・夜間の  
受診に迷ったら、  
電話相談窓口を  
ご利用  
ください!



● 救急安心センター (総務省消防庁)

**#7119**

全日、24時間体制で全年齢の方が対象  
※一部地域では対応していません。

● 子ども医療電話相談 (厚生労働省)

**#8000**

夜間や休日、お子様の症状について  
※利用できる時間帯は、都道府県によって異なります。



## 上手な医療のかかり方特設サイト公開中!

フリーアナウンサー“マスパン”こと、柘田絵理奈さんと協会けんぽ広島支部マスコットキャラクター、健康いろは・かえでが上手な医療のかかり方を紹介しています。ぜひ一度ご覧ください。

上手な医療のかかり方  
特設サイトはこちら



## 協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2024年7月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部  
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ  
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30～17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の  
TOPICS

## 「健康経営無料 訪問サポート」実施中

広島支部の連携事業者が事業所を訪問し、健康経営の基礎から、健康経営優良法人認定に向けたことまで幅広く、相談できます。ぜひご利用ください。

詳細は  
こちら



全国健康保険協会からのお知らせ

# 資格情報のお知らせと 加入者情報（マイナンバーの下4桁） の配付をお願いします。

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。  
このため、全ての加入者様に安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、健康保険の諸手続きを行っていただくため、加入者個人の「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を送付しますので、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

## 配付方法

「配付のポイント」を参考に、被保険者様分と被扶養者様分を従業員様に配付をお願いします。

### ○配付の流れ



### 事業所に届く郵便物の形態

加入者個人ごとの封筒を、封筒または箱に封入し、事業所に送付します。

送付時期：令和6年9月と令和7年1月

### 💡ポイント

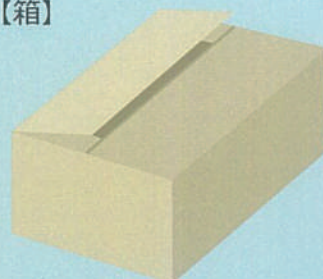
従業員様やそのご家族様の人数が多いほど、封筒または箱の数量が増えます。

【封筒】



- 予定サイズ（最大）  
高さ49cm、幅32cm、マチ12cm

【箱】



- 予定サイズ（最大）  
長さ36cm、幅25cm、深さ12cm

※封筒もしくは箱いずれも封入されている通数は、最大で約150人分

### 💡配付のポイント！



(記号) 12345678 (番号) 1234567  
(被保険者氏名) 協会 太郎様  
(対象者氏名) 協会 花子様



個人ごとの封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名（被保険者氏名）と封入されている方の氏名（対象者氏名）を確認することができます。  
**配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。**

# 送付物のイメージ

## 様式例

昭和40年10月1日
令和6年6月1日
令和6年10月1日
令和6年10月1日

保険者名 全国健康保険協会 北海道支部

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、資格情報を確認することができます。  
ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

なお、現在、医療機関等に登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示されています)。表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合は、医療機関等を受診した際に、マイナポータルからマイナ保険証の資格情報画面をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、印刷したマイナ保険証の資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

資格情報のお知らせ

記号	01010101	番号	0000001	性別	00
		12桁	702		
氏名	田中 太郎				
生年月日	昭和40年10月1日				
資格取得年月日	令和6年10月1日				
保険者番号	01010016				
保険者名称	全国健康保険協会 北海道支部				

左側をセンチ目で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。  
資格情報のお知らせの利用については、裏面及び別紙をご覧ください。

音声コード

## 1 資格情報のお知らせを切り取って保管してください

加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握することができます。  
また、令和6年12月2日から医療機関等の受診で必要となる場合があります。詳しくは下部の「令和6年12月2日以降の受診方法」をご確認ください。  
なお、点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。

## 2 マイナンバーの下4桁をご確認ください

協会けんぽに登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認ください。

# 令和6年12月2日以降の受診方法

## 1 マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。



※マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。  
導入している医療機関等については厚生労働省のホームページをご確認ください。(右の二次元コードからアクセス)

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関は、以下の方法で受診することができます。

- マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)  
マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。
- マイナ保険証+資格情報のお知らせ  
スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

## 2 その他の受診方法

- 健康保険証(令和7年12月1日まで)  
現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。  
なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。
- 資格確認書  
マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。



全国健康保険協会  
協会けんぽ

協会けんぽ支部の  
連絡先はこちら

